

令和 9 年度 飯塚市小規模業務等契約希望者登録申請書提出要領（補充受付）

この制度は、飯塚市に競争入札参加資格審査申請（いわゆる業者登録）をされていない市内の事業者で、市が発注する「内容および履行が比較的容易である」小規模業務等の見積りに参加を希望する方を対象にした登録制度です。

※ 登録により市が発注する小規模業務等における業者選定の対象となりますが、**見積り依頼及び契約を約束するものではありません。**

1. 受付期間 令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 6 日（金）まで※締切日消印有効

2. 対象業務

- ・ 30 万円未満の小規模な修繕の請負
- ・ 10 万円以下の物品の購入

3. 対象者

法人の場合は本店の登記所在地が飯塚市内にあり（個人の場合は本店の所在地及び住民登録が飯塚市内にあり）、市内で引き続き 1 年以上の営業実績がある業者

※令和 8 年 4 月 1 日以前から継続して営業をしていることが必要です。

また事務所（店舗）等に看板を設置し、電話・机等の什器備品等を備え、営業の実態を有していることが必要です。

4. 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （2）国税、県税及び市税を滞納していない者。
- （3）福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- （4）飯塚市契約規則第 36 条の規定に基づく有資格者名簿と二重登録にならないこと。

5. 受付業種

【修繕】2 業種まで ※修繕・物品ともに有効期間内での「希望業種の変更」はできません。

【物品】3 業種まで

6. 有効期間 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（1 年間）

7. 提出方法 郵送のみ（簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵送方法に限る。当日消印有効）

※書類不備等の場合には受付できませんのでご注意ください。

※受付票が必要な方は、送付先を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

8. 提出先 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5 飯塚市役所 行政経営部 契約課 物品契約係 行

9. 提出書類

○：必須 △：該当者 ×：不要

書類 番号	書類名	法人	個人	提出書式	備考
①	飯塚市小規模業務等契約希望者登録申請書	○	○	指定様式	
②	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	○	×	写し可	注 1
	代表者の住民票（飯塚市住民登録者のみ）	×	○		
③	営業所（店舗）等位置図（新規業者のみ）	△	△	指定様式	注 2
④	事務所、看板等の写真（新規業者のみ）	△	△	指定様式	注 2
⑤	役員名簿	○	○	指定様式	
⑥	飯塚市課税分の滞納なし証明書（原本）	○	○	原本	注 1
⑦	希望業種一覧表	○	○	指定様式	
⑧	受付票	△	△	指定様式	
⑨	返信用封筒	△	△	—	
	※切手を貼付した返信用封筒を同封してください。				
⑩	申請書類チェック表	○	○	指定様式	

注 1 各証明書類については、**発行後 3 ヶ月以内**のもの。

注 2 指定様式の内容が記載されていれば、指定様式以外でも可。

※ 市販の透明のクリアファイル（A4 サイズ）に入れて提出してください。

10. 注意事項

- （1）文字は楷書で明瞭に記入してください。
- （2）登録名簿に登録後、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は登録を取り消します。

11. 申請書提出後の届け出等について

- （1）申請書提出後に申請した内容に変更があった場合は、速やかに契約課に連絡し、変更の手続きを行ってください。
- （2）営業停止等の処分を受けた場合は、速やかに報告してください。

○ 問い合わせ先

行政経営部 契約課 物品契約係 TEL 0948-96-8250

FAX 0948-21-2998

Mail: nyusatsu-keiyaku@city.iizuka.lg.jp

1 2. 登録受付業種

修繕			物品		
No.	業種	修繕内容	No.	業種	取扱品目
1	建築一式	1. 建物等の修繕 2. 左官修繕 3. モルタル修繕 4. 吹付け修繕 5. とぎ出し修繕 6. 洗い出し修繕 7. 大工修繕 8. その他	1	事務用品	1. 文房具 2. 用紙類 3. 事務用機器 4. 事務用家具類 5. 情報処理機器 6. 印章 7. その他
2	電気	1. 構内電気設備修繕 2. 照明設備修繕 3. 送配電設備修繕 4. その他	2	日用雑貨	1. 家庭用台所用品 2. 家庭用食器 3. 清掃用具 4. 石油ストーブ 5. ブルーシート 6. 土のう袋 7. ポリ袋 8. トイレトペーパー等 9. ギフト用品 10. 楯・トロフィー 11. 日用品 12. その他
3	管（空調）	1. 冷暖房設備修繕 2. 空気調和設備修繕 3. その他	3	縫製・繊維製品	1. 衣料 2. 寝具 3. 帽子 4. 皮革製品 5. ゴム製品 6. 履物 7. 旗・のぼり 8. テント 9. その他
4	塗装	1. 塗装 2. ライニング 3. 布張り仕上 4. 路面標示 5. その他	4	植物・造園	1. 生花 2. 造花 3. 植木 4. 種 5. 苗 6. 飼料 7. 肥料 8. その他
5	内装仕上・建具	1. インテリア修繕 2. 天井仕上修繕 3. 内装間仕切修繕 4. サッシ取付け 5. シャッター取付け 6. ガラス取付け 7. 金属製・木製建具取付け 8. その他	5	食料品	1. 米穀 2. めん類 3. 青果類 4. 魚介類 5. 食肉類 6. 鶏卵類 7. 乾物 8. 調味料 9. 氷 10. 菓子・パン類 11. お菓子詰合せ 12. 酒・飲料水 13. 牛乳・乳製品 14. 茶 15. 弁当 16. その他
			6	書籍	1. 書籍

1 3. 記入要領等

書類番号	書類名	記入要領
①	飯塚市小規模業務等契約 希望者登録申請書	【法人】 ・履歴事項全部証明書（登記簿謄本）のとおり所在地、商号及び代表者の職・氏名を記入してください。 ・使用印は、代表者印を押印してください。 【個人】 ・営業所の所在地、名称及び事業主名を記入してください。 ●希望業種について記載してください。 （修繕：2業種まで、物品：3種まで） ●使用印は、見積書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押してください。印鑑は、ゴム等の変形しやすい材質のもの等は避けてください。 ●口座名義（カナ）は、通帳の見開きに記載しているカナのとおり記入してください。預金種別の記入を忘れずに記載してください。
②	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し可） 又は 代表者の住民票（写し可） 発行後、3カ月以内のもの	【法人】 ・福岡法務局飯塚支局が発行した現状と相違のない履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明（登記簿謄本） 【個人】 ・代表者の住民票（令和8年4月1日以前より、飯塚市に住民登録のある方のみ申請可能です。）
③	営業所（店舗）等位置図	●住宅地図等わかりやすいもの。 ●新規で登録される方のみ提出
④	事務所、看板等の写真 3ヵ月以内に撮影したもの	●新規で登録される方のみ提出
⑤	役員名簿 ※実印の押印は不要です	●申請日時点の代表取締役以下役員全員（監査法人である会計監査人を除く）を記載してください。 ※監査役も記載してください。
⑥	飯塚市課税分の滞納なし証明書（原本） ※営業所等の設立日が1年未満で滞納なし証明書が発行できない場合は、開設届の写しを提出すること。	《法人》《個人》 滞納なし証明書（飯塚市課税分） ●納付日、口座振替日の関係で、納税証明書を発行するために必要な場合がありますので、証明書発行窓口には、領収書・通帳等、納付を確認できる書類をご持参ください。
⑦	希望業種一覧表	●希望業種について記載してください。
⑧	受付票	※希望者のみ

⑨	返信用封筒	※希望者のみ 受付票の返送を希望する場合は、送付先を記入し切手を貼付
⑩	申請書類チェック表	●提出書類を「確認欄」にレ点を記入して提出してください。